

1 地方公務員災害補償制度とは

地方公務員災害補償制度とは、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

○補償の対象となる損害

被災職員が被った身体的被害（負傷・疾病・障害・死亡）について補償を行います。物的損害や精神的損害（慰謝料）は、補償の対象になりません。

○損害賠償との違い

この制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生するものとされることで、民法上の損害賠償とは異なります。

また、使用者の支配管理下でない通勤途上の災害についても、通勤が公務の提供と密接不可分であるという観点から、使用者としての責任を論ずることなく公務上の災害とほぼ同様の補償が行われています。

○他の補償制度との適用関係

地方公務員の災害補償は、常勤職員については地方公務員災害補償法の規定により地方公務員災害補償基金が実施します。

非常勤職員については、労働者災害補償保険法（労災制度）が適用される職場については国（労働基準監督署）が、それ以外の職場については地方公務員災害補償法に基づく条例等に基づき各地方公共団体が実施します。

○地方公務員災害補償基金とは

地方公務員災害補償基金（基金）とは、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、被災職員の属する地方公共団体（県や市町村等）に代わって補償の実施を行う機関です。その活動と補償の実施に必要な財源については、各地方公共団体等からの負担金によって賄われています。

公務・通勤災害の認定、各種補償の実施等具体的な事務は、各都道府県及び各指定都市（政令指定都市）に置かれる支部が行っており、高知県庁の職員厚生課内に設置されている高知県支部が、高知県内の常勤の地方公務員に係る災害補償の事務を実施しています。